

令和 8 年 6 月市議会 教育厚生委員会資料

第64号議案 長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 改正の概要	2
2 改正理由	3
3 改正内容	5
4 施行期日	5
5 新旧対照表	6

こ ども 部
原爆被爆対策部

令和 8 年 6 月

1 改正の概要

(1) 改正する条例

長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（以下「番号条例」という。）

(2) 条例の概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）では、個人番号の利用範囲が定められているが、番号法で定められた事務以外の特定の事務（※）においては、条例に規定することで個人番号の利用を行うことができる。

（※）福祉、保健もしくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務に限る

・番号条例で規定する内容

- ①個人番号を利用する事務（独自利用事務） 【番号条例の別表第1で規定】
- ②個人番号を利用することができる特定個人情報 【番号条例の別表第2で規定】

2 改正理由

(1) インフルエンザ予防接種費助成事業（こども部所管）

こどものインフルエンザ予防接種費については、これまで助成対象を乳幼児としているが、**令和8年度（接種時期は例年10月～2月）から、中学生のこどもまで拡大**することとしているため、規定を見直すもの。

接種費用の助成は、1人につき3,500円の自己負担額を設定しているが、生活保護受給世帯及び非課税世帯については、自己負担なしで全額助成としているため、助成対象者は、医療機関で生活保護受給者証または非課税証明書を提示する必要がある。

今回の改正により、マイナンバーカードによる**オンライン確認に代えることができる対象を中学生のこどもまでに拡大するもの。**

(参考) R8.2月議会 教育厚生委員会資料（こども部） 抜粋

(1) 対象児童

【現行】生後6か月から小学校就学前までの乳幼児

拡大

【R8～】生後6か月から中学生までのこども

(2) 助成額

○注射ワクチン

1回あたりの接種委託料4,541円のうち、2,791円を助成 → 自己負担額1,750円

○経鼻ワクチン

1回あたりの接種委託料9,139円のうち、5,639円を助成 → 自己負担額3,500円

注射ワクチン

- ・生後6か月から接種可
- ・小学生まで2回接種
- ・中学生以上は1回接種

経鼻ワクチン

- ・2歳～18歳で接種可
- ・1回接種

(参考) 長崎県のインフルエンザ年代別患者報告数（R8年第4週（1月19日～1月25日））

	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上
報告数（人）	608	372	42	53	45	24	11	5	8
報告割合（％）	52.1	31.8	3.6	4.5	3.9	2.1	0.9	0.4	0.7

※10歳未満及び10代の感染者数が多いことから、中学生までのこどもの接種を促進することで、社会全体のまん延防止にも効果的であると考えられる。

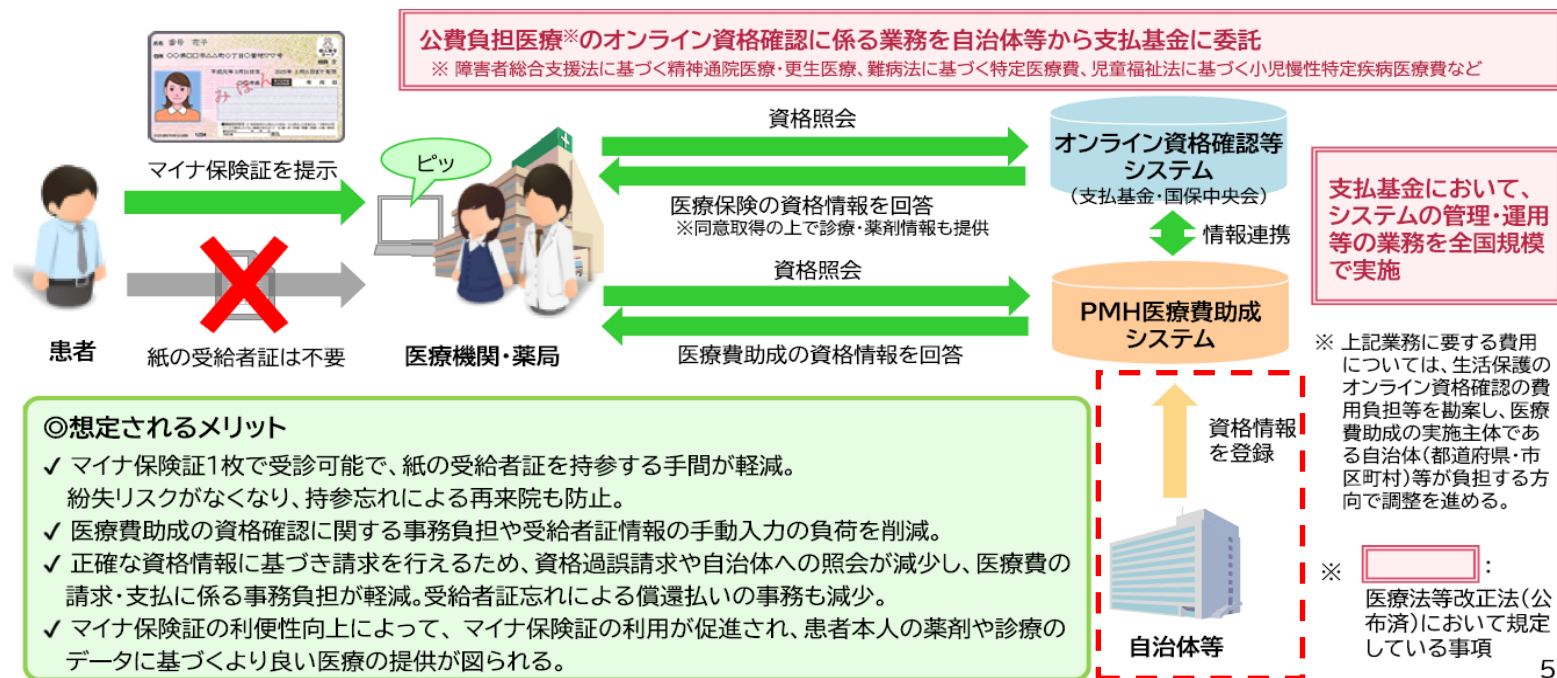


2 改正理由

(2) 第二種健康診断特例区域治療支援事業（原爆被爆対策部所管）

国が進める「医療費助成のオンライン資格確認」は、PMH（※1）医療費助成システムに、マイナンバーに紐づけた受給者証等のデータを登録することで、マイナ保険証一枚で医療保険に加え、各種公費負担医療や地方単独公費負担医療の資格確認を可能とするものであり、令和8年度中に全国規模での導入を目指すこととされている。

第二種健康診断特例区域治療支援事業（※2）についても、利用者の利便性の向上を図るため、オンライン資格確認を導入することとなっているが、医療費の支給に関する事務については、自治体において、条例で定める事務（独自利用事務）として位置づける必要があるとの見解が国から示されたもの。



（※1）自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム（Public Medical Hub：PMH）

（※2）第二種健康診断受診者証を所持されている方を対象として、精神疾患の発症を要件とせず、幅広い一般的な疾病について、被爆者と同等の医療費助成を行い、その症状の改善、寛解と治癒を図るものとして、令和6年12月1日から開始された。

3 改正内容

個人番号を利用する事務及び当該事務を処理するために利用できる特定個人情報について、次のとおり見直す。

区分	見直し内容
インフルエンザ予防接種費助成事業	接種費用助成に関する事務について、中学生まで個人番号を利用する事務として追加するもの。
第二種健康診断特例区域治療支援事業	医療費の支給に関する事務について、個人番号を利用する事務として規定するもの。

4 施行期日

令和8年10月1日

5 新旧対照表

改正後	改正前																		
○長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	○長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例																		
別表第 1（第 3 条関係）	別表第 1（第 3 条関係）																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th><th>個人番号を利用する事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市長</td><td>(1)～(8) 〔略〕</td></tr> <tr> <td>(9) <u>子ども（満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。別表第 2 市長の項第 10 号において同じ。）</u> のインフルエンザの予防接種の実施に関する事務であって市長が別に定めるもの</td></tr> <tr> <td>(10)～(17) 〔略〕</td></tr> <tr> <td><u>(18) 第二種健康診断特例区域治療支援事業による医療費の支給に関する事務であって市長が別に定めるもの</u></td></tr> <tr> <td>教育委員会</td><td>(1)～(3) 〔略〕</td></tr> </tbody> </table>	機関	個人番号を利用する事務	市長	(1)～(8) 〔略〕	(9) <u>子ども（満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。別表第 2 市長の項第 10 号において同じ。）</u> のインフルエンザの予防接種の実施に関する事務であって市長が別に定めるもの	(10)～(17) 〔略〕	<u>(18) 第二種健康診断特例区域治療支援事業による医療費の支給に関する事務であって市長が別に定めるもの</u>	教育委員会	(1)～(3) 〔略〕	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th><th>個人番号を利用する事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市長</td><td>(1)～(8) 〔略〕</td></tr> <tr> <td>(9) <u>乳幼児</u> のインフルエンザの予防接種の実施に関する事務であって市長が別に定めるもの</td></tr> <tr> <td>(10)～(17) 〔略〕</td></tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td></tr> <tr> <td>教育委員会</td><td>(1)～(3) 〔略〕</td></tr> </tbody> </table>	機関	個人番号を利用する事務	市長	(1)～(8) 〔略〕	(9) <u>乳幼児</u> のインフルエンザの予防接種の実施に関する事務であって市長が別に定めるもの	(10)～(17) 〔略〕	<u>(新設)</u>	教育委員会	(1)～(3) 〔略〕
機関	個人番号を利用する事務																		
市長	(1)～(8) 〔略〕																		
	(9) <u>子ども（満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。別表第 2 市長の項第 10 号において同じ。）</u> のインフルエンザの予防接種の実施に関する事務であって市長が別に定めるもの																		
	(10)～(17) 〔略〕																		
	<u>(18) 第二種健康診断特例区域治療支援事業による医療費の支給に関する事務であって市長が別に定めるもの</u>																		
教育委員会	(1)～(3) 〔略〕																		
機関	個人番号を利用する事務																		
市長	(1)～(8) 〔略〕																		
	(9) <u>乳幼児</u> のインフルエンザの予防接種の実施に関する事務であって市長が別に定めるもの																		
	(10)～(17) 〔略〕																		
	<u>(新設)</u>																		
教育委員会	(1)～(3) 〔略〕																		

5 新旧対照表

改正後			改正前		
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		
機関	個人番号を利用する事務	特定個人情報	機関	個人番号を利用する事務	特定個人情報
市長	(1)～(9) [略]	[略]	市長	(1)～(9) [略]	[略]
	(10) <u>子ども</u> のインフルエンザの予防接種の実施に関する事務であって市長が別に定めるもの	地方税関係情報又は福祉関係情報であって市長が別に定めるもの		(10) <u>乳幼児</u> のインフルエンザの予防接種の実施に関する事務であって市長が別に定めるもの	地方税関係情報又は福祉関係情報であって市長が別に定めるもの
	(11)～(30) [略]	[略]		(11)～(30) [略]	[略]
	<u>(31)第二種健康診断特例区域治療支援事業による医療費の支給に関する事務であって市長が別に定めるもの</u>	<u>福祉関係情報であって市長が別に定めるもの</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
教育委員会	(1)～(3) [略]	[略]	教育委員会	(1)～(3) [略]	[略]
<u>附 則</u> <u>この条例は、令和8年10月1日から施行する。</u>					